

川越市道路占用規則の一部改正（案）の概要

平成26年 1月

建設部 道路環境整備課

1 改正の趣旨

道路占用に関する事務を適正に執行するため、川越市道路占用規則の一部を改正しようとするものです。

2 改正の内容

道路占用者が死亡した場合又は道路占用者である法人が合併により解散した場合において、道路の占用の許可に係る権利義務を承継する際の手続きを、許可から届出に変更しようとするものです。

※上記のほか、法令の規定との重複を避けるための規定の整理、川越市道路占用料条例の一部改正に伴う占用料に係る延滞金の減免に関する規定の整理その他規則中の文言等の整理を行おうとするものです。（この部分については、川越市意見公募手続条例第4条第4項第2号又は第8号に該当するため、意見募集の対象外となります。）

3 施行期日

平成26年4月1日